

事業損失の取り組み及び対応方法について

堀江弘康

愛知国道事務所 用地課（〒464-0066 名古屋市千種区池下町 2-62）

愛知国道事務所では一般国道 302 号(以下「302 号」という。)新設工事の施工に伴い工事の影響による家屋等の損害等が生じるおそれがあり、多数の周辺家屋等に対して工事の事前調査を行い、被害申出等あった場合に事後調査を行った。被害を受けた方への早期対応が必要であったため、事後調査を同時に多数の発注を行い、作業の効率化を図った。

そこで、所有者の方々に迷惑をかけないため業務の迅速化や状況把握を確実にを行い、業務管理をどのように行ったか、又膨大な成果品や情報の管理及び共有化について実施状況を紹介する。

キーワード：業務管理、情報管理、情報共有

1. 一般国道 302 号について

名古屋環状 2 号線は、名古屋市の外周部を通り、市内から放射状に延びる幹線道路と主要地点で連絡するとともに、名古屋都市圏道路網の骨格をなす総延長 66.2km の環状道路である。

当環状道路は、一般道と呼ばれる 302 号と、専用部の名古屋第二環状自動車（名二環）が立体的に並行しており、一般部の事業は国土交通省にて実施し、専用部の事業は中日本高速道路㈱(以下「NEXCO」

という。)が実施している。

302 号においては、昭和 55 年に北部区間(8.6km)が開通したのを皮切りに順次供用を開始し、平成 23 年 3 月（暫定 2 車線化）に東南部及び東北部が開通したことで、全線がつながることとなった。

東南部は、植田 IC～名古屋南 IC までの約 11.4 km 区間であり、沿線には住居地域が多く広がっている。平成 23 年 12 月には 4 車線化が完了し、その後は遮音壁、植栽等の整備工事を行い平成 25 年度には共同溝関連箇所を除き工事はほぼ完了している。



東南部の状況（H28.2）

現在は、西南部・南部Ⅱ(名古屋西 JCT～飛島 JCT)区間において、一般部及び専用部の 4 車線整備事業を実施している。

2. 事業損失について

(1)事業損失について

事業損失とは、事業の施工により起業地外に生ずる、日陰、水枯渇、地盤変動等による損害のことをいい、公共用地の取得等に伴う損失補償基準の大綱を定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和 37 年 6 月閣議決定)においては、本来損失補償として取り扱うべきでないものとされている。

また、同時に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」においては、これらの損害等が社会生活上受忍すべき範囲をこえるものである場合は、損害賠償の請求が認められることもあるので、これらの損害等の発生が確実に予見されるような場合には、あらかじめこれらについて賠償(費用負担)することは差し支えないものとされている。

具体的に費用負担の対象となるのは次のとおり。

a) 日陰

日陰が生じた場合、暖房・照明等の費用、農作物の収穫減少に伴う収益の減少分を負担することができる。

b) 電波障害

テレビジョン電波受信障害が生じた場合、電波受信が可能となるのに必要な改善措置に要する費用を負担することができる。

c) 水枯渇等

生活用水、農業用水等の枯渇又減水が生じた場合既存の施設を改造又は代替施設を新設し、既存の施設の機能を回復するのに必要な費用を負担することができる。

d) 工事振動等

工事による地盤変動及び振動により建物等に損害が生じた場合、建物等の損害箇所を補修、構造を矯正又は建物等を復元するなどし、損害等が生じた建物等を従前の状態に修復又は復元するのに要する費

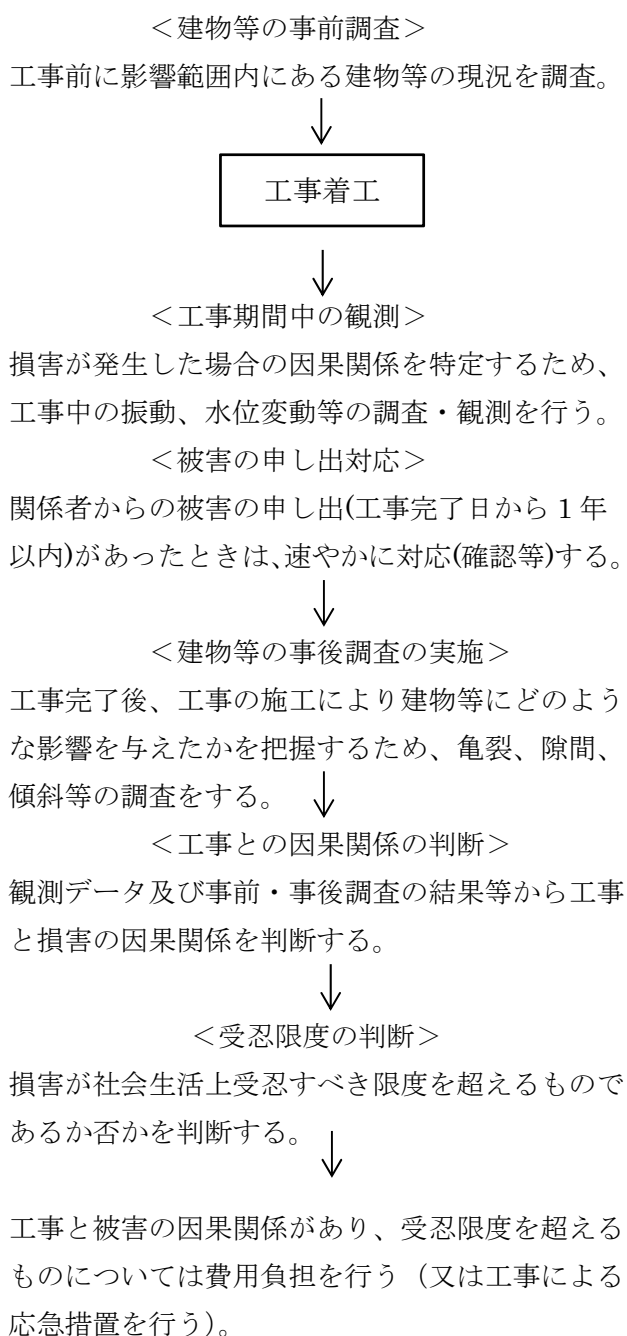
用を負担することができる。

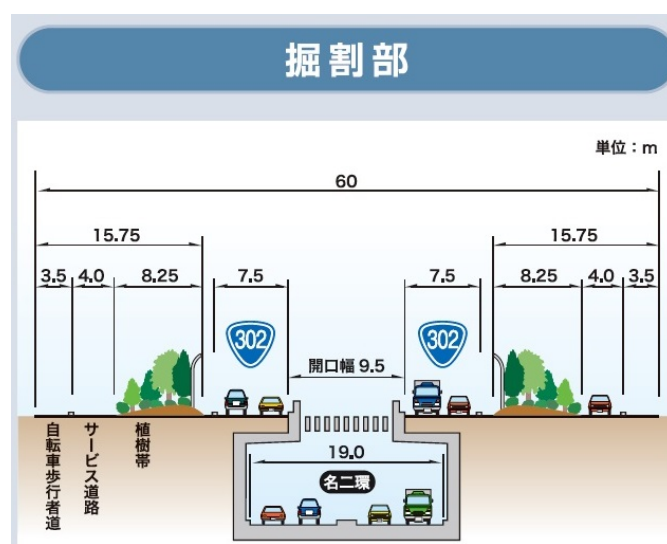
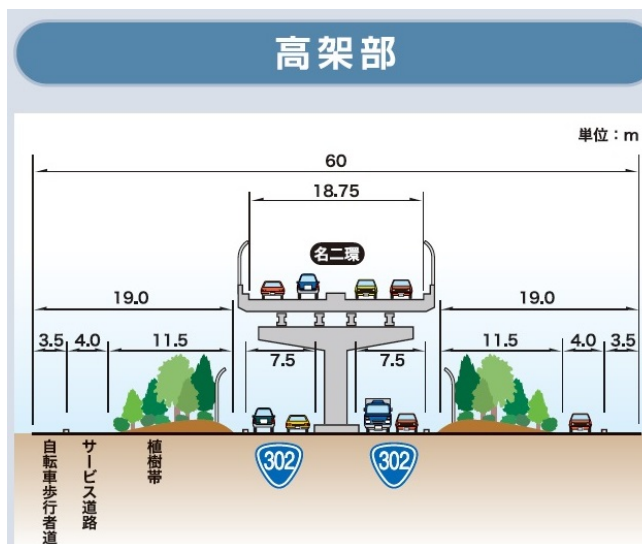
e) 工事騒音

工事騒音により病弱者等に健康又は生活上に支障が生じると認められる場合、仮住居へ一時移転する費用又は開口部に防音工事等を施すのに必要な費用を負担することができる。

(2)費用負担までの流れ

上記の「工事による地盤変動及び振動により建物等に損害が生じた場合」の費用負担までの一般的な流れは次のとおりである。





3. 302 号（東南部）工事影響調査及び費用負担説明における問題点と対応

東南部では施工区分に基づき NEXCO が専用部を、国が一般部を施工した。

- ・専用部：平成 13 年～平成 22 年
(高架部と掘割部の交互区間)
- ・一般部：平成 14 年～平成 26 年
(側道、遮音壁を含む)

これらの工事現場は隣接し、工事も同時又は並行して行われた。

家屋調査時期は、工事時期の早い NEXCO が先立ち事前調査（約 2,700 件）を行い、工事完了後に事後調査（約 2,200 件）を実施した。国の事前調査は、NEXCO の実施した事後調査に置き換えることとし引き継ぎを受け、調査辞退者を除いた約 1,800 件を事後調査することになった。

このように調査対象件数も非常に多く、また被害を受けた方への早期対応が必要であるため、丁寧な説明を目的として業務発注を行った。

相手の方への迅速な対応をするための状況把握を確実にし、説明内容に誤りがないようにするため、業務管理をどのように行ったか。たとえば担当職員が不在でも対応できる様にするためどのように情報を迅速に共有したか。当事務所の対応を紹介する。

(1)調査・結果報告等実施の迅速化

(事例)マンション

- ① 理事会へ調査の説明 → 各戸、専用部の対応方針を決め、実施内容を掲示してもらう
- ② マンション住人への調査案内(ビラ配布)
→希望調査日を記入してもらう
(※日程調整が不調のときは別対応)
- ③ 調査実施
- ④ 調査報告書作成後に説明実施の日程調整

マンション住人は多数であり、土日しか連絡がとれない人もおり、当方からの電話連絡も深夜は出来ない。また電話連絡より手紙の方が不審者と思われることも少なく相手との接触がとりやすいと考え、複数パターンの手紙を準備し、基本的に手紙での日程調整を行った。

(2)相手方との対応状況の把握

- ① 多数の方への対応のため、複数の班編制を用意し、進捗が遅い場合はさらに班数を増やす等対応した。
- ② 補償説明は、相手方へ説明内容が伝わるよう徹底しながらも、なお、相手から 1 回だけでなく更に説明を求められる場合もあり、説明等の状況把握を週 1 回ペースで行い、情報共有に努めた。また、相手方には理解を得られるよう丁寧な対応に努めた。

具体的には関係者毎に時系列の対応状況等を一覧にした個別対応一覧表を作成し、リアルタイムな状況把握に努めた。

4. 多数の成果品・個人情報等の管理及び情報共有化について

(1) 課題

- ① 事前調査(NEXCOの事後調査)、事後調査等の業務の成果品が非常に多数であるため、探す手間を極力少なくすることが必要
- ② 個人情報の取り扱いに注意が必要
- ③ 個々の説明状況を容易に把握することが必要
- ④ 異動等で担当者が替わっても、すぐに対応が可能となる必要がある

(2) 上記課題への対応

- ① 地区ごとに成果品を収納
- ② ロッカー鍵の管理（金庫にて保管）
- ③④事前調査、事後調査を実施した対象者全員に関する情報の一覧表を作成し、具体的には、整理番号(調査・説明業務毎)、所有者(氏名・住所)、調査状況(経過・日時)等を一覧表にした。

・全地区の家屋位置・所有者を位置図としてまとめた。建物ごとに、一覧表の整理番号と合致した番号とし、対応した結果状況が分かるように色分けした。(対応済・対応中・辞退)

5. ま と め

(1) 多数関係者の状況把握について

対象者約1,800件の把握には、一目で状況が分かり正確な情報を取りまとめた一覧表が、不可欠であり、以下のことを念頭におきながらとりまとめを行った。

- ① 分かりやすさ・・・誰が見ても一目で状況がすぐ分かる簡潔な内容であること
- ② 連続性・・・事前や事後調査、補償説明の実施時期が異なり、対象者数も多数のため、整理番号で管理し、一覧表をみれば成果品や図面

が統一された番号で明示されていること

- ③ 迅速性・・・相手との対応状況等の情報を出来るだけリアルタイムで入力

(2) 成果品や交渉記録簿のアクセスについて

一覧表を情報の手掛かりとしながらも、実務上は個別の調査書や交渉記録簿等を丹念に確認する必要があるため、原本の保管場所や目次等が整理されていることが大切である。

以上のことにより、実際に役立ったこととして

- ① 相手の問い合わせ等に迅速に対応
 - ・成果品や交渉記録簿を容易に探すことが出来た
 - ・相手の損害状況等の確認が素早く出来、電話対応がスムーズに出来た。
- ② 業務のベースとして活用
 - ・結果等の集計や報告に短期間で対応出来た。
 - ・相手方の対応状況をチームとして把握出来、情報共有できた。

(3) 今後について

今後、工事の実施に伴い、被害の出ない施工に心掛けることは言うまでもないが、被害が出てしまったときの対応に向けて、関係各課の協力体制が不可欠である。

用地課としては、会議等で工事の進捗状況の把握に努め、また、被害の申し出のある方については、周辺の状況把握を含めた迅速な情報の収集に努め、早期対応、丁寧な対応を心掛けていきたい。